

役員変更等届出書

平成 29 年 6 月 26 日

(宛先) 富士市長

主たる事務所の所在地

富士市大淵 99 番地 27 熊谷宅

届出者

名 称

特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会

代表者氏名 小川 浩

理事長印

電 話 番 号 0545-35-1968

次のとおり役員に変更があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により届け出ます。

変更年月日	変更事項	役職名	氏 名	住所 又は 居所
平成29年6月17日	再任	理事	小川 浩	富士市横割3丁目2番5号 レオパレスASAHI 203号
平成29年6月17日	再任	理事	熊谷 良子	富士市大淵99番地の27
平成29年6月17日	再任	理事	小野 房雄	富士市大淵27番地の6
平成29年6月17日	辞任	理事	小野 由美子	富士市大淵27番地の6
平成29年6月17日	再任	理事	石倉 康子	富士市大淵100番地の23
平成29年6月17日	辞任	理事	梅原 万奈	富士市今泉3865番地の1
平成29年6月17日	辞任	理事	石川 美枝	富士市伝法2435番地の2
平成29年6月17日	辞任	理事	小松 春枝	富士市大淵356番地の6
平成29年6月17日	再任	理事	岸本 美和子	富士市今泉3689番地の18
平成29年6月17日	再任	理事	佐野 勝美	富士市川成新町95番地
平成29年6月17日	再任	理事	平田 淳子	富士市大淵95番地の76
平成29年6月17日	新任	理事	時田 祐佐	富士市中丸794番地
平成29年6月17日	新任	理事	石川 多津子	富士市一色178番地の6
平成29年6月17日	再任	監事	大石 光男	富士市本市場442番地の9
平成29年6月17日	新任	監事	梅原 万奈	富士市今泉3865番地の1
平成29年6月17日	辞任	監事	廣田 貢	富士市大淵370番地の51

変更後の役員名簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会
--------------	-----------------------

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	小川 浩	富士市横割3丁目2番5号 レオパレス ASAHI 203号	無
副理事長	熊谷 良子	富士市大淵99番地の27	無
理事	石川 多津子	富士市一色178番地の6	無
理事	石倉 康子	富士市大淵100番地の23	無
理事	小野 房雄	富士市大淵27番地の6	無
理事	岸本 美和子	富士市3689番地の18	無
理事	佐野 勝美	富士市川成新町95番地	無
理事	時田 祐佐	富士市中丸794番地	無
理事	平田 淳子	富士市大淵95番地の76	無
監事	大石 光男	富士市本市場442番地の9	無
監事	梅原 万奈	富士市今泉3865番地の1	無

役員就任承諾・誓約書

平成29年5月20日

特定非営利活動法人富士市のごみを考える会

代表者 小川 浩 様

住所又は居所 富士市中丸794番地

氏 名 時田 祐佐

認印

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会 理事に就任することを承諾します。

* 特定非営利活動促進法

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の1を超えて含まれることになってはならない。

役員就任承諾・誓約書

平成29年5月20日

特定非営利活動法人富士市のごみを考える会

代表者 小川 浩 様

住所又は居所 富士市一色178番地の6

氏 名 石川 多津子 

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会 理事に就任することを承諾します。

* 特定非営利活動促進法

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の1を超えて含まれることになってはならない。

役員就任承諾・誓約書

平成29年5月20日

特定非営利活動法人富士市のごみを考える会

代表者 小川 浩 様

住所又は居所 富士市今泉3865番地の1

氏 名 梅原 万奈 

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会 監事に就任することを承諾します。

* 特定非営利活動促進法

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。